

「三郷市開発事業等の手続き等に関する条例施行規則」の

主な改正内容

1. 共同住宅・長屋における自動車駐車場台数の見直し

・共同住宅・長屋において、現在、一部地域を除き、計画戸数の50%以上の自動車駐車場を整備することとしていますが、近年の駅近くにおける自動車駐車場の需給状況等を踏まえ、「駅からの距離」や「1部屋の大きさ」に応じた基準に見直します。

・変更後の基準の概要については、別紙「共同住宅・長屋における自動車駐車場台数の概要図」をご確認ください。

2. 自転車駐車場の寸法の見直し

| 変更後 | 変更前 |
|--------------------|--------------------|
| 奥行 2.0メートル以上 | 奥行 2.0メートル以上 |
| <u>幅 0.6メートル以上</u> | <u>幅 0.5メートル以上</u> |

3. 提供公園における遊具等の設置基準の見直し

・少子高齢化による公園ニーズの変化等を踏まえ、150㎡未満の小規模な提供公園について、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう見直します。

・防犯のまちづくりを推進するため、300㎡未満の提供公園について、照明灯の設置に努めるよう見直します。

・変更後の基準の概要については、別紙「提供公園における遊具等の設置基準」をご確認ください。

【施行日】 令和8年4月1日

(問い合わせ)

開発事業全般について 開発指導課 開発指導係：048-930-7742

駐車場について 生活安全課 交通安全係：048-930-7720

公園について みどり公園課 花とみどりの係：048-930-7745